

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人 光明童園 (施設名) 児童養護施設 湯出光明童園	種別：児童養護施設
代表者氏名：理事長 堀 陽明 (管理者) 園長 谷川 嗣子	開設年月日：昭和30年11月1日
設置主体：社会福祉法人 光明童園 経営主体：社会福祉法人 光明童園	定員：50名（利用人数42名）
所在地：〒867-0025 熊本県水俣市湯出1575	
連絡先電話番号：0966 68 0024	F A X 番号：0966 68 0631
ホームページアドレス	http:// yudehikari.com/

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
児童養護事業	バス遠足、一泊旅行、ボウリング、元旦式、ひな祭り、誕生会童園祭、スケート、運動会、石段登り
居室概要	居室以外の施設設備の概要
本体ホーム...5、地域小規模ホーム...1、 厨房、事務室、天然温泉、プレイルーム、 心理室、面談室、食堂、グラウンド	テレビ、浴室、トイレ、洗濯機、キッチン、リビング ルーム（各ホーム）、監視カメラ

2 施設・事業所の特徴的な取組

<p>○ 『強く明るく生きぬき、常にわが身を省み、互いによき助け合い感謝の生活』という生活指針のもと、職員と児童が一体となつての生活が目指されています。施設運営については「地域に開かれた施設づくり」をテーマとして、少子高齢化現象が急速に進行する状況下での地域共生社会の構築に貢献すべく、様々な地域交流に積極的に取り組まれています。今後は、施設長が大切にしたいと強く願っている「子どもたちと職員みんなが一つの大きな家族である」という思いや「人の和」が具現化された、より良い養育並びに支援が実践されることに期待が寄せられます。</p>

3 評価結果総評

<p>○ 日頃お世話になっている方々を多数招いて秋季に開催される童園祭においては、食品バザーの実施のほか、職員が手作りしたオリジナル折り紙カレンダーの販売も行われ、好評を博しています。来園者には施設見学もしていただき、施設並びに子どもたちへの理解が深められるよう、そしてまた、地域とともに生活していることや地域社会の一員であることを子どもたちが認識できるよう、さらには地域から受けている恩恵に対して子どもたちが感謝の気持ちをもてるようにといった思いも込められた行事開催となっており、結果として、施設の運営に良い影響がもたらされています。</p> <p>○ 子どもへの関わりでは、入所時から子どもや保護者の不安な気持ちに配慮して、温かい雰囲気を作られています。また、生活の中でも子どもの意見や気持ち等を考慮した仕組みを構</p>

築されています。職員同士の意思疎通が盛んで、ピアカウンセリングによって問題解決に取り組まれています。子どもたちの意見も意見箱や会議への子どもの参加など積極的に取り組まれています。

- 衣食住については、居室は清潔を保たれ、衛生意識も高く常に環境精美に努められています。食事のメニューに子どもの意見や要望を取り入れ、工夫され、楽しい雰囲気の中で食事が摂れるよう配慮されています。また、アレルギーや病気への対応については、看護師を中心に職員間の連携を通して行われています。

改善を求められる点

- 中・長期計画が策定されていません。このことは、平成26年度の第三者評価の際にも改善すべき点として挙げられていました。今後、施設を取り巻く経営環境の厳しさは増すばかりであると予想されますので、当該計画は欠かすことができません。早い段階で策定した上で、職員への周知が図られることが望まれます。
- 今回の第三者評価に係る利用者アンケートにおける「この施設はくらしやすく、安心して生活できますか」という問いかけに対して、「はい」と答えた子どもの数は半数に満たない結果でした。施設における安心・安全な生活が担保されることは子どもたちにとって非常に大切ですから、この結果を踏まえて、施設の養育・支援についての振り返りが全職員によって行われることが望まれます。
- 自立支援計画策定に用いられる、施設オリジナルの「個別支援指導方針設定」シートの内容はよく練られ、質の高さが認められますが、当該計画の評価や見直しについての手順が明らかにされていません。実際には、ケース会議において子ども一人ひとりの計画について検討が重ねられ、詳細な記録も残されています。これらについてのマニュアル整備を通じて、計画通りに養育・支援が行われていることを確認できる仕組み作りが望まれます。
- 子どもへの対応について、朝夕の繁忙時等に、子どもへの対応にばらつきが生じたり、子どもが不安に感じたりすることがあるようです。職員の自己評価による認識はされており、人員の確保等の努力もされていますが、マニュアル整備や職員間の意思疎通を通して、職員の負担軽減を図る必要があります。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H30.5.18) 今回の第三者評価を受け、細やかに見ていただいたことで、高い評価をいただいた項目に関しましては、今後も自信を持って取り組み、更なる向上を目指したいと思います。一方、改善が求められる点では、子どもの思いにギャップがあるという現状を真摯に受け止め、子どもの安心・安全な生活のために改善に努めて参ります。そのためには、人材の確保や育成等も重要であり、引き続き力を入れて取り組む必要性を感じました。また、中・長期計画やマニュアルの作成等、早急に取り組むべき課題も明確になりました。今回の受審でご指導いただいた点の改善に向けて、全職員で検討し取り組みたいと思います。

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

第三者評価機関名

一般社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業

評価調査者研修修了番号

S15073

14-006

08-016

施設名等

名称： 湯出光明童園

種別： 児童養護施設

施設長氏名： 谷川 嗣子

定員： 50名（本体施設44名、地域小規模6名）

所在地： 熊本県水俣市湯出1575

TEL： 0966-68-0024

【施設の概要】 #REF!

開設年月日 1955/11/1

経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人光明童園

職員数 常勤職員： 26名

職員数 非常勤職員： 2名

専門職員の名称（ア） 保育士・指導員

上記専門職員の人数： 16名

専門職員の名称（イ） 家庭支援専門相談員

上記専門職員の人数： 1名

専門職員の名称（ウ） 里親支援専門相談員

上記専門職員の人数： 1名

専門職員の名称（エ） 心理療法担当職員

上記専門職員の人数： 1名

専門職員の名称（オ） 看護師

上記専門職員の人数： 1名

専門職員の名称（カ）

上記専門職員の人数：

施設設備の概要（ア）居室数： 本体ホ-ム5、地域小規模ホ-ム1、厨房

施設設備の概要（イ）設備等： 事務室、天然温泉、プレイルーム、心理室、面談室、食堂

施設設備の概要（ウ）： グランド

施設設備の概要（エ）：

理念・基本方針

- 【基本理念】 - 「いつくしみ（慈愛）をたたえた まなざしをもとう（眼施）」
【基本方針】 - 人権を尊重し個性を大切にする。安心安全な生活の場の提供。人との関わりや絆をしっかりと築き、心身の健康を守り育てる。

施設の特徴的な取組

『強く明るく生きぬき、常にわが身を省み、互いによき助け合い感謝の生活』という生活指針のもと、職員と児童が一体となった生活が目指されています。施設運営については「地域に開かれた施設づくり」をテーマとして、少子高齢化現象が急速に進行する状況下での地域共生社会の構築に貢献すべく、様々な地域交流に積極的に関与しています。今後は、施設長が大切にしたいと強く願っている「子どもたちと職員みんなが一つの大きな家族である」という思いや「人の和」が具現化された、より良い養育並びに支援が実践されることに期待が寄せられます。

第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/10/18
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/4/27
受審回数	3回
前回の受審時期	平成 26 年度

総評

特に評価が高い点

特に評価の高い点

○日頃お世話になっている方々を多数招いて秋季に開催される童園祭においては、食品バザーの実施のほか、職員が手作りしたオリジナル折り紙カレンダーの販売も行われ、好評を博しています。来園者には施設見学もしていただき、施設並びに子どもたちへの理解が深められるように、そしてまた、地域とともに生活していることや地域社会の一員であることを子どもたちが認識できるよう、さらには地域から受けている恩恵に対して子どもたちが感謝の気持ちをもてるようにといった思いも込められた行事開催となっており、結果として、施設の運営に良い影響がもたらされています。

○子どもへの関わりでは、入所時から子どもや保護者の不安な気持ちに配慮して、温かい雰囲気を作られています。また生活の中でも子どもの意見や気持ち等を考慮した仕組みを構築されています。職員同士の意思疎通が盛んで、ピアカウンセリングによって問題解決に取り組まれています。子どもたちの意見も意見箱や会議への子どもの参加など積極的に取り組まれています。

衣食住については、居室は清潔を保たれ、衛生意識も高く常に環境精美に努められています。食事のメニューに子どもの意見や要望を取り入れ、工夫され、楽しい雰囲気の中で食事が摂れるよう配慮されています。また、アレルギーや病気への対応を看護師を中心に職員間の連携を通して行われています。

改善が求められる点

改善を求められる点

○中・長期計画が策定されていません。このことは、平成26年度の第三者評価の際にも改善すべき点として挙げられていました。今後、施設を取り巻く経営環境の厳しさは増すばかりであると予想されますので、当該計画は欠かすことができません。早い段階で策定した上で、職員への周知が図られることが望めます。

○今回の第三者評価に係る利用者アンケートにおける「この施設はくらしやすく、安心して生活できますか」という問いかけに対して、「はい」と答えた子どもの数は半数に満たない結果でした。施設における安心・安全な生活が担保されることは子どもたちにとって非常に大切ですから、この結果を踏まえて、施設の養育・支援についての振り返りが全職員によって行われることが望めます。

○自立支援計画策定に用いられる、施設オリジナルの「個別支援指導方針設定」シートの内容はよく練られ、質の高さが認められますが、当該計画の評価や見直しについての手順が明らかにされていません。実際には、ケース会議において子ども一人ひとりの計画について検討が重ねられ、詳細な記録も残されています。これらについてのマニュアル整備を通じて、計画通りに養育・支援が行われていることを確認できる仕組み作りが望めます。

子どもへの対応について、朝夕の繁忙時等に、子どもへの対応にばらつきが生じたり、子どもが不安に感じたりすることがあるようです。職員の自己評価による認識はされており、人員の確保等の努力もされていますが、マニュアル整備や職員間の意思疎通を通して、職員の負担軽減を図る必要があります。

第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の評価を受け、細やかに見ていただいたことで、高い評価をいただいた項目に関しましては、今後も自信を持ってとりくみ、更なる向上を目指したいと思います。改善が求められる点では、職員と子どもの思いにギャップがあるという現状を真摯に受け止め、子どもの安心・安全な生活のために改善に努めてまいります。その為には、人材の確保や育成等も重要であり、引き続き力を入れ取り組む必要性を感じました。また、中長期計画やマニュアルの作成等、早急に取り組むべき課題も明確になりました。今回の受診でご指導いただいた点の改善に向けて、全職員で検討し取り組みたいと思います。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>【コメント】 法人の基本理念並びに基本方針は、重点事業計画の中に明記されるとともに施設の広報誌である「光輪」にも記載されています。年度初めの職員会議において全職員に周知が徹底され、当該内容が職員会議録にも記録され、基本理念については食堂にも掲げられています。しかしながら、施設のホームページには児童憲章や児童憲章に基づく生活目標の記載はあるものの、基本理念並びに基本方針は見当りません。また、「子どもや保護者へ周知が図られているかわからない」といった職員の声が聞かれ、今後の改善が望まれます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	c
<p>【コメント】 地域に不可欠な施設であることは十分に認識されていますが、養育・支援コストの定期的分析や施設入所を必要とする子どもの利用率等の分析がなされているとは言い難い状況です。老朽化した天然温泉のポンプの取替工事が予定されているとのことですが、内部留保されている人件費積立金や施設整備積立金の将来の用途は重点事業計画においても明らかにされていません。決算書類の財務分析などを通じた施設経営状況の的確な把握と、これに基づく分析は施設運営にとって欠かせませんので、今後積極的に取り組まれることが望まれます。</p>	
3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>【コメント】 幹部職員が参加する運営会議において、様々な経営課題について検討されていますが、「経営のことはわからない」、「経営課題を聞く機会が少ない」といった複数職員の声が聞かれます。経営課題の解決や改善に向けての取組については、施設長の頭の中には描かれているということですが、文章化されたものが職員間で共有されているとは言い難い状況です。どのような経営課題があり、どのような解決策や改善策が計画されているのかを文章化した上で、全職員へ周知・共有されることが望まれます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p>【コメント】 とりわけ、子どもたちの養育並びに支援については単年度の重点事業計画が綿密に策定されており、行事計画や研修計画もよく練られています。一方で、具体的な中・長期計画は策定されておらず、施設長のみならず、職員も策定の必要性を十分に認識はしていません。制度改正などの影響もあることですが、安定的な施設運営のためには中・長期計画は不可欠ですので、次年度以降の計画策定に取り組まるとともに、必要に応じた当該計画の見直しにも着手されることが望まれます。</p>	
5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p>【コメント】 前述の通り中・長期計画が明文化されていませんので、これらの計画を踏まえた単年度計画の策定も難しい状況にあると言わざるを得ません。具体的な数値目標を伴った中・長期計画の策定後、その内容を単年度の事業計画に落とし込むような取組が必要になりますので、原則として月2回開催される運営会議において、まずは3～5年程度のスパンでの事業計画策定に取り組まることが求められます。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
【コメント】 事業計画書は全職員に配布された上での周知が図られ、実施状況については、職員会議において重点事業報告を通じた評価や反省がなされています。しかしながら、施設長自身が指摘している通り、単年度の事業計画には具体的数値目標が設定されていないため、客観的評価並びにこれに基づく見直しが難しい部分が指摘されます。事業計画策定の際、設定可能な事項についての具体的な数値目標を掲げることによって、年度末における評価や見直しの実効性が高まることも考慮すべきであると考えられます。		
7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		b
【コメント】 事業計画書は全職員に配布された上での周知が図られ、実施状況については、職員会議において重点事業報告を通じた評価や反省がなされています。しかしながら、施設長自身が指摘している通り、単年度の事業計画には具体的数値目標が設定されていないため、客観的評価並びにこれに基づく見直しが難しい部分が指摘されます。事業計画策定の際、設定可能な事項についての具体的な数値目標を掲げることによって、年度末における評価や見直しの実効性が高まることも考慮すべきであると考えられます。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
【コメント】 全ての施設利用者についての詳細な「個別支援指導方針設定」が作成され、観察経過要点、前年度支援指導課題要点、今後の支援指導方針が文章化されています。同時に、心理・家庭・医療のそれぞれの専門的視点からの記述による補完がなされています。また、職員の自己評価は年2回実施され、自己研鑽に積極的に取組まれています。評価結果を分析・検討する会議が開催される一方で、うまく機能していないとの施設長の自己評価が見られますので、今後の改善が望まれます。		
9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
【コメント】 前述の個別支援指導方針設定において、10月～11月にかけて子どもの支援指導方針の見直しが行われるだけでなく、追加情報等や一年間の反省も記録され、非常に綿密な個別支援計画が策定されています。一方で、課題の共有化は図られているものの、職員間での意識の違いがあるといった声も聞かれます。今後は評価の分析結果並びにこれに基づく課題などの文章化を実施した上で、全職員間で課題の共有化が可能となるような仕組みの構築が望まれます。		

施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		b
【コメント】 施設の経営並びに管理に関する方針や取組につき、施設長が全職員会議などの場を利用して周知を図っていますが、文章化という点において課題が見られます。職員に対する周知を徹底する観点からも、施設長の考えや方針を明文化する姿勢が欠かせないと考えられます。「施設長が休みの日も対応してくれる」と評価する職員の声が聞かれる一方で、施設長不在の際の権限委任についての規定を確認することができませんので、早急な改善が望まれます。		

11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>【コメント】 施設長は、職員会議において守秘義務や個人情報保護などの職員が遵守すべき法令等の説明に努め、職員が正しく理解できるよう促しています。被措置児童虐待防止セミナーなどにも率先して参加され、昨今の社会的問題となっている施設内での虐待事例が発生しないよう注意喚起がなされています。今後は、施設長の苦手分野である財務会計に関する法令など、幅広い分野における知識を深めつつ職員への周知が図られることが望まれます。</p>	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>【コメント】 施設長は、養育・支援の質の向上のために園外研修会への積極的な職員派遣を計画し、研修機会の確保に努めています。また、各ホームでの部屋会議などで話し合われた結果につき、職員が全体職員会議で自発的に発言し、施設長に要望などを直接伝えることのできる環境が整えられています。「施設長は随時相談に乗ってくれて、みんなの意見を聞いてくれる」と評価する職員の声がある一方で、「方針がぶれることがある」という手厳しい声も聞かれますので、養育・支援の質の改善のための具体的な取組方法を明示しつつ、管理者としての指導力が発揮されることが望まれます。</p>	
13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>【コメント】 施設長は、施設の人員配置の改善や職員が働きやすい環境の整備などに意欲的に取組まれていますが、人手不足の解消が容易ではないことが大きな障壁となって実現には至っていません。また、経営の改善や業務の効率性の向上のためには財務分析が不可欠となりますが、現時点では十分ではなく、今後の改善が望まれます。「施設の経営に関しては、よくわからない」といった職員の声がかかりますので、全職員会議などの場を利用して、経営の分析や改善策について職員にわかりやすく説明することも必要であると考えられます。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>【コメント】 必要な福祉人材の確保に苦勞されていますが、元実習生を新卒で採用した実績や、無資格者を採用後、施設での勤務を経て児童指導員の資格取得に成功した実績が認められますし、既存職員の定着率が非常に良好である点は評価されます。県社協の主催する就職ガイダンスへの参加や各種学校への求人票の送付、ハローワークでの求人などを通じて人材確保に努められています。施設の重点事業計画には人材確保や人材育成に関する計画は策定されていないので、中・長期計画や単年度の事業計画への反映が望まれます。</p>	
15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>【コメント】 ○法人研修会において「縁あって出逢った子ども達と職員みんなが、一つの大きな家族」であることが確認されるとともに、職員間の「和」が大切であることが強調されています。職員に対する福利厚生については、全職員を4班に分けての職員旅行の実施、ビーチボールバレーなどの職員レクリエーションの開催のほか、施設内の天然温泉の開放などによって一層の充実が図られています。一方で、施設でのキャリアアップについての説明はなされているものの、明確な人事基準の周知や当該基準に基づく評価への取組は十分とは言えませんので、今後の改善が望まれます。</p>	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【コメント】 職員配置などについての要望は、職員個人が施設長に直接伝えに来ることができるほどに信頼関係が構築されていますが、職員の定期的な個別面接が実施されていないことは大きな問題点として指摘されます。当該面接は、平成30年度より実施が予定されていますが、職員が就業状況についての要望や悩みなどを伝えることのできる機会設定が望まれます。有給休暇については、職員間で偏りが生じないような配慮が認められ、ワーク・ライフ・バランスを意識した運営がなされています。処遇現場での人材不足感が否めないため、引き続き人材確保に向けた実効性のある取組が欠かせないと考えられます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

c

【コメント】 職員一人ひとりの具体的な目標設定がなされていないため、目標管理のための仕組みも構築されないままとなっています。職員の個別面接の実施については、次年度の施設長個人の最優先課題として位置づけられており、将来的には年2回の実施が目指されています。職員からも個別面接の実施を望む声が少なくありませんので、少なくとも年1回の面接実施に向けての具体的な計画の策定が望まれます。

18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【コメント】 異なる職種で構成された研修委員が中心となって、職員向けと子ども向け双方の年間園内研修計画が策定された上で、「研修を開いて閉じるまでの流れ」という詳細な研修マニュアルが作成され、職員に周知されています。多くの職員が、園内外の研修会参加機会に恵まれていると評価する一方で、基本方針や事業計画の中に、施設で働く職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示がありませんし、教育・研修計画の評価並びに見直しが行われていることを確認できる記録は見当たりませんでしたので、今後の改善が望まれます。

19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【コメント】 3年以上の経験のある職員が講師を務めての新任職員研修、CAP職員ワーク、職員のための調理実習、法律に関する勉強・指導、衛生管理研修などの研修会が年間を通じて計画、実施され、これらの研修記録が職員会議録に残されています。また、隔月で開催される「ケースについて」は外部講師を招いての学びの時間となっています。園外研修会に関する情報提供は、研修委員が処遇系と専門職系に分かれて担当し、職員に呼びかけが行われています。結果として、職員一人ひとりが教育や研修の場に参加できるような環境整備が行われています。今後は、階層別、職種別、テーマ別といった体系的研修会への参加計画の策定とその実践に取り組まれることが望まれます。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【コメント】 職員に向けての「湯出光明童園実習生対応マニュアル」並びに実習生に向けての「保育実習上の遵守事項」が作成されています。当該マニュアルには、実習生を受け入れる意義の一つとして「スーパービジョンの力量並びにマネジメントの力量の向上」が明記されるほか、基本方針や実習窓口、実習の流れ、実習オリエンテーションなどが詳細に規定されています。今後は、実習生の指導者に対する研修の実施や専門職種の特性に配慮した実習プログラムの用意などに取組まれることが望まれます。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】 平成29年4月に施設のホームページが開設され、養育・支援の内容や年間計画、おしらせ、決算報告などについての積極的な情報公開が図られています。年2回刊行されている広報誌「光輪」は当初、入所児童の家族を対象としたものでしたが、その後、熊本県の所轄職員などにも郵送されるようになり、情報発信に努められています。3年に1度の受審が義務づけられた第三者評価の受審結果については、全社協並びに熊本県のホームページの中で自由に閲覧することが可能となっています。今後は、地域社会に対する法人並びに施設の存在意義や役割の説明にさらに力が注がれることが期待されます。</p>	
22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>【コメント】 幹部職員の参加の下で開催される運営会議において、施設の決算についての説明は行われていますが、職員向けの説明は未実施となっており、今後の課題となっています。顧問税理士による会計処理や決算処理についてのチェックは実施されているものの、内部監査や公認会計士による外部監査が実施されていないにも関わらず、「外部監査が実施されている」と誤認している職員や施設の経理・運営について「わからない」と回答する職員が少なくありません。施設の会計全般について、フローチャート作成などを通じた説明を行い、職員の理解を促す必要性が認められます。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】 施設が地域における各家庭と同じ立場の一家庭として、学校や地域の様々な活動に積極的に参加するとともに、「地域に開かれた施設づくり」を目指していることが重点事業計画の中に明記されています。地域の小学校や中学校との連絡協議会が定期的開催され、施設の処遇職員と学校担任との意見交換が重ねられ、連絡協力体制の強化に努められています。近隣の小学校に通う地域の子どもを下校後に預かり、学習指導やおやつ提供などを無償で実施している取組も確認されました。小学校就学前の子どもについては、職員と一緒に買い物に出掛ける機会が設けられており、自転車通学をする高校生について、部活などで帰りが遅い場合や雨天時は、職員が車で迎えに行くといった配慮も見られます。</p>	
24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】 学校教育への協力については、施設職員が学校のPTA委員や役員などを積極的に務めるよう取組まれており高く評価されます。とりわけ、小中学校との連絡は密に行われ、協力関係の強化が図られる中、支援学級の利用などもスムーズに行われています。かつては、中学校教師による学習指導ボランティアや英語ボランティアなどの活動がありましたが、山間部所在という施設の立地条件が影響して、現在はボランティアはおりません。しかしながら、施設長は里親のボランティアの活用などを考えていますので、ボランティア受入れに関する基本姿勢の明文化やボランティア受入れに係るマニュアルの整備に取組まれることが望まれます。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>【コメント】 施設が地域における社会資源の一つとして認識されるよう、心理士が水俣市の3歳児半健診や熊本県のこころのアドバイザースタッフとして参加したり、家庭支援専門相談員が短期大学の非常勤講師を務めたりしています。家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員といった専門職が中心となって、児童相談所などの地域関係機関との情報共有が行われるほか、地域の小学校、民生委員、自治会、婦人会などとの連携が積極的に図られていますが、これらの様々な社会資源を明示したリストや資料作成には至っていませんので、今後の改善が望まれます。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
【コメント】○地域の自治会や婦人会と連携して湯出地区の少子高齢化問題への対策を検討しながら、地域の活性化に積極的に取組まれています。施設の災害対策要綱の中に災害時（緊急時）の食事として3日間の献立表が明記されるとともに、非常用食品並びに飲料水のリストも作成され、地域社会への貢献が意図されています。今後は、地域住民の生活に役立つような講演会などの開催や施設の専門性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動などにも取組まれることが望まれます。	
27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】 娯楽室を会議室として地域に開放するほか、地域小規模児童養護施設「明日家」の子どもたちが近隣家庭に遊びに行ったり、近隣家庭の飼い犬の散歩に出掛けたりといった交流や老人との交流が日常的に行われています。民生委員との不定期な会議も開催されていますが、このような会議を通じて、或いは、関係諸機関との連携に基づいて、地域社会の福祉ニーズを把握するまでには至っていません。今後は、福祉ニーズに基づいた事業計画を策定した上で、地域貢献に資するような公益的な事業・活動の展開が望まれます。	

適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】○施設の運営方針や基本方針には人権擁護の重要性が明記されており、全職員会議において、児童憲章並びに倫理綱領の読み合わせが職員によって行われています。47項目からなる「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」（職員版）を用いて、職員が自分自身を振り返る機会が年3回設けられています。しかし同チェックリストの施設版については、年1回の評価が予定されていますが実施には至っておりません。今後は、子どもの尊重や基本的人権への配慮につき、定期的な状況把握並びに評価の実施に着手されることが望まれます。	
29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
【コメント】 地域小規模児童養護施設「明日家」や小規模グループケア「夢」による支援が行われ、子どもたちがより家庭に近い生活を送ることができるように配慮され、個々人のプライバシー保護が図られています。被措置児童虐待防止の観点から、生と性の学習を通して人権を学ぶ性教育や暴力防止に関するワークに取り組むCAPなどの導入によって権利擁護に配慮した養育・支援が実践されていますが、子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアルが整備されておらず、プライバシー保護と権利擁護に関する取組の保護者への周知もなされておりませんので、今後の改善が望まれます。	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】 施設のパンフレットやホームページ、ふりがなつきの「ようこそ湯出光明童園へ」という施設を紹介する資料が作成され、子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報が積極的に提供されています。実務上、入所予定の子どもや保護者等への説明は児童相談所にて行われるため、上述の説明資料は各児童相談所に備え置かれています。今後は、子どもや保護者等に対する情報提供について、施設としての見直し方法をマニュアル化されることが望まれます。	

31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】 予防接種や手術を受ける際の承諾書や高校生の携帯電話購入・使用に関しての同意書を保護者から徴するなどの取組が確認されたほか、必要に応じて家庭支援専門相談員が家庭訪問を行うことによって、各種サービスの開始や過程において、子どもや保護者等の自己決定が十分に尊重され、その内容が文章にて残されています。今後は、意思決定が難しい子どもや対応が困難な保護者等への対応方法や配慮についてのマニュアルが整備され、適正な説明並びに運用が担保されることが望めます。	
32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】 措置変更や他施設、地域や家庭への移行にあたっては、児童相談所とともに子どもや保護者に対する十分な説明が心掛けられています。ホーム担当者並びに家庭支援専門相談員が措置変更に関する引継ぎ文書の作成にあたっていますが、書式は任意となっており、引継ぎの手順についてもマニュアル化がなされていないので、今後の改善が望めます。また、退所児童のアフターケアについては、現在、ケース毎の対応となっていますので、将来的にはアフターケア担当者の設置が望めます。	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 子どもの満足に関する調査は不定期の実施となっており、調査項目の検討後、今後は定期的な実施が目指されています。毎週、各ホームでの部屋会議が行われ、各ホームから出された意見や要望などは夕食後に開催される全体会において共有されています。これらの実施記録は「全体会及び要望事項受理対応記録」にまとめられています。今後は、子ども会の開催や子ども参画のもとでの検討会議の設置に取組まれるとともに、検討会議での分析・検討結果に基づいた具体的改善策の構築が望めます。	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】 「苦情解決に関する規程」が整備された上で、苦情受付担当者用のマニュアル、職員向けの説明文、「子ども向けの「意見箱に入れてから...の説明」がそれぞれ作成され、周知が図られています。さらには、苦情解決担当者3名が各ホームを巡回して、苦情解決システムに関する子ども向けの丁寧な説明が行われています。意見箱は担当者が月に2回開き、苦情報告書が作成されています。苦情解決第三者委員に対しては、年度毎に「意見箱受付状況報告」が行われ、苦情受付体制連絡会議録が作成・保管されています。これらの一連の取組によって、養育・支援の質の向上が図られている点を評価することができます。	
35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【コメント】 子どもが相談したり、意見を述べたりしやすいように面接室や心理室が活用され、個人のプライバシーに配慮した環境整備がなされています。子どもたちに対しては、図を用いた説明が心掛けられています。相談や意見を述べるにあたっての選択肢がある旨を説明した文書が子どもや保護者等に配布されていませんので、今後の改善が望めます。なお、小学生4年生以上の子どもを対象とした、この度の利用者アンケート結果によると「施設の外の大人の人にも話す（相談する）ことができることを知っている」と答えたのは約半数にとどまっていたので、子どもや保護者等に対する説明をさらにわかりやすく、丁寧に行うことが望めます。	
36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】 「苦情処理等相談...苦情受付担当者の流れ」という苦情受付担当者にとってのマニュアルに相当する文書が作成されています。ここには、意見箱への投稿用紙の回収、子どもからの聴き取り担当者の決定、子どもからの聴き取り、相談や意見に対する処理・対応、報告書の作成といった一連の流れについてのルールが詳細に規定されており、子どもからの相談や意見に対して組織的、かつ迅速な対応が可能となっています。さらには、「担当職員が決して一人で問題を抱え込まないこと」を強調する文章も添付されており、リスクマネジメントに対する配慮が感じられました。今後は、上述の文書の定期的な見直しが行われるような仕組みづくりが望めます。	

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】 「リスクマネージャー」という呼称ではありませんが、事故防止に関する責任者は施設長が担当しており、業務分担表にも明示されています。施設の「危機対応マニュアル」が整備され、施設内事故への対応策が詳細に規定されています。平成29年度より、インシデント・アクシデント部門を担当する施設保全管理委員への「引継書」が作成され、引継ぎの際の注意点が明記されています。インシデント・アクシデント報告書の作成の重要性については「ひやりの卵」という施設オリジナルの文書が作成された上で、全職員に周知が図られています。当該報告書には年間の集計結果のみならず、主たる対応や改善点なども盛り込まれており、重大な事故発生防止に努められています。防犯カメラは本体施設に4台と分園に1台がそれぞれ設置され、不測の事態に対応できるように環境整備がなされています。平成28年度については「緊急時・被災対応についての研修会」への参加実績がありますが、職員に対する安全確保・事故防止に関する研修会への参加が十分ではないと考えている職員が半数以上を占めていますので、このような研修機会の確保に取組まれることが望まれます。</p>	
38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】 ○施設の「伝染病等予防対策要綱」や「食中毒予防対策要綱」が整備されるとともに、「危機対応マニュアル」の中に「感染症（疑い含）症状が出た時の対応」や「嘔吐物処理方法」がわかりやすく解説してあり、施設における子どもの安全確保に努められていることがわかります。看護師が中心となって衛生管理に臨み、外部講師を招いての園内研修としては、子ども向けに「手洗い・うがいの手技（実習）」や「流行性感染症について」が実施されているほか、職員向けの衛生管理研修「温泉・レジオネラについて」や「感染症対策・予防について」が実施されており、感染症の予防に力が注がれています。「職員への周知が徹底されていない」という複数職員の声がありますので、上述の対応マニュアルの定期的な見直しとともに、全職員会議などでの職員への周知徹底が図られることが望まれます。</p>	
39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>【コメント】 防火並びに防災のため、施設の「災害対策要綱」が整備されており、防火責任者や防災組織票、災害発生時の緊急連絡網などが網羅されています。119番通報のボタンを押すと消防本部へ自動連絡が行われるホットラインが導入され、避難集場所も明記されています。施設が山間部に所在しているため、要綱には山崩れや崖崩れ対策についても言及されています。防火避難訓練年間計画表に従って毎月1回の避難訓練が実施され、子ども並びに職員の安全確保に努められています。緊急連絡網には消防団員の連絡先も掲載されていますので、今後は、協力関係にある自治会や警察、福祉関係団体との有機的な連携が要綱の中に反映されるとさらに完成度が高まるものと考えられます。また、事業計画にも避難訓練、火災発生時の緊急連絡表、防火対策等が詳細に記載され職員への周知が行われています。なお、消防署等の地域の関係機関や校区自治会・町内会との連携も図られています。</p>	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>【コメント】 子どもの入所前並びに入所時の説明資料として使用される「湯出光明童園」には、施設概要や標準的な日課、主たる園行事がたくさんカラー画像とともに掲載されています。子どもの入所時並びに入所後の説明資料として使用される「ようこそ湯出光明童園へ」には、上記の内容に加えて、施設での約束事、年齢に応じたルール、買い物のルール、私物のルール、外出時のルール、面会や外泊、一時帰省の際の注意点などについて詳細に記述されており、これが養育・支援の標準的な実施方法であると解されます。日課については、基本的スケジュールである旨が付記されていますが、実際には、未就学児、小学生、中・高校生別の指導目標や標準的な日課が必要であると考えられますので、これらに基づいた養育・支援の実践が望まれます。さらには、そのような標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがありませんので、今後の改善が望まれます。</p>	

41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>【コメント】 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しについて、明文化された文書やマニュアルなどは現時点で作成されていません。しかしながら、施設の「個別支援指導方針設定」というシートには「支援指導方針の見直し」の欄が設けられており、その設定年月とともに詳細な記録が残されていますし、「一年間の反省」も漏れなく記録されています。それぞれの子どもについての検証作業や見直し作業は実施されていますので、サービスの標準化を図る観点からも、早急なマニュアル整備とその後の職員への周知が求められます。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>【コメント】 年度当初の自立支援計画については、前年度の支援指導課題を踏まえた上で、施設長、ホーム担当職員、主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、看護師を軸とした合議によって策定されています。自立支援計画策定の責任者は家庭支援専門相談員が担当しているということですが、職務分担表には明記されていないので改善が望めます。大学教授を助言者として招いてのケース検討会が年間6回実施され、検討内容の記録も整備されています。また、法人内の2施設合同研修会において、外部講師を招いての「処遇困難事例研究」が行われ、児童の処遇向上に積極的に取り組まれていることが評価されます。今後は、当該計画策定時の子どもの意向把握と同意に関するマニュアルづくりや計画通りに養育・支援が行われていることを確認することのできる仕組みづくりが望めます。</p>	
43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>【コメント】 自立支援計画の評価・見直しについては、「個別支援指導方針設定」のシートに「支援指導方針の見直し」が記録されていますが、見直しに係る様々な項目についての手順が明文化されておらず、関係職員に周知する手順も定められているとは言い難い状況です。当該シートは当施設オリジナルの自立支援計画書として非常に充実した内容となっていますので、作成上必要とされる各手順についてのマニュアルが整備されていないのが残念です。早急にマニュアル整備に取り組まれることが望めます。</p>	
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p>【コメント】 ○平成29年度より、施設の文書取扱規程が整備されており、各文書の保存期間や廃棄などに関しても規定されています。当該規程の施行によって、記録する職員で記録内容や記録方法に差異が生じないような工夫がなされています。さらに、記録業務の効率化と多職種間連携を図るためのケア総合記録システム並びに施設内のパソコンのネットワークシステム(LAN)が導入されたことに伴い、必要な情報の共有化が図られ、職員から好評を博しています。今後は、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みの整備が望めます。</p>	
45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>【コメント】 施設の「特定個人情報取扱規程」が整備され、個人番号の取り扱いを含んで、個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策並びに対応方法などについてのルールが全職員に周知されています。管理規程の中にも個人情報保護に関する規定が設けられており、子どもに関する記録の管理体制が確立されていることが評価されます。一方で、記録管理の責任者が設置されておらず、子どもや保護者等に対する個人情報の取扱いについての説明も十分とは言えませんので、今後の改善が望めます。</p>	

内容評価基準（41項目）A - 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
【コメント】○子どもにとっての最善の利益について、法人研修やCAP研修等で学ぶ機会を設けられ、職員会議において園長先生がお話されたりして周知が図られています。また、職員の悩みはその都度職員同士で相談され解決されていますが、特に記録を取られておらず、振り返りや検証ができていく体制となっており、職員によって理解のばらつきがみられます。	
A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
【コメント】○子どもにとっての最善の利益について、法人研修やCAP研修等で学ぶ機会を設けられ、職員会議において園長先生がお話されたりして周知が図られています。また、職員の悩みはその都度職員同士で相談され解決されていますが、特に記録を取られておらず、振り返りや検証ができていく体制となっており、職員によって理解のばらつきがみられます。	
(2) 権利についての説明	
A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】 子どもへの権利の説明は、入所時に「ようこそ湯出光光明童園へ」を用いて、施設の概要や日課、園行事、生活上のルールその他について、わかりやすく説明されています。またCAP研修を定期的に行い、子どもたちの発達に応じたプログラムに従って学びを提供されています。今後はPDCAサイクルの推進を進められる予定があります。	
(3) 他者の尊重	
A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
【コメント】 子どもたちの意見は「意見箱」を利用してすぐに出すことができ、出された意見は職員会議で議論され、結果は子ども達に説明されるという仕組みが確立されています。職員と子どもが個別的に触れ合う時間がなかなか取れない現状がある中で、発生したトラブルを子ども同士が解決するべくマニュアルを整備され個々に対応されていますが、記録がないため支援の実態を職員間で共有するまでには至っていません。今後の改善が望まれます。	
(4) 被措置児童等虐待対応	
A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】 体罰や虐待の禁止について、職員会議で園長先生よりお話を通じて職員に周知されています。また職員のスキルアップの仕組みとして被措置児童虐待防止研修やコモンセンスペアレンティング研修、法人研修を受講する機会が設けられています。職員への配慮としてピアカウンセリングや日常業務の中で相談しやすい雰囲気を作られています。	
A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】○子どもに対する不適切な関わりの防止についてはマニュアルが整備されています。またCAP研修や虐待防止研修に参加する機会が確保され、研修報告書に記録されています。虐待防止の取り組みについて、職員の中には分からないという意見もあり、今後の職員周知が望まれます。	
A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
【コメント】○被措置児童等虐待対応ガイドラインに沿ったマニュアル等は整備されておらず、個々の事例の状況に応じて対処することになっています。研修については初任者研修や法人研修の当該テーマに参加して、研修記録に報告を記載しています。未だ事例としてはありませんが、発生したときに混乱しないようマニュアル等の整備並びに職員への周知が望まれます。	

(5) 思想や信教の自由の保障		
	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
【コメント】○当施設は仏教の影響を受けた施設です。給食時に仏教由来の言葉の斉唱を求めています。強制ではありません。職員間では思想・信教の自由についてはあまり話題に上ることはなく研修のテーマとしても盛り込まれておらず、今後の改善が望まれます。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】○入所の際パンフレット「ようこそ湯出光光明童園へ」を用い丁寧に説明されています。保護者等との連絡や帰省については、手順が定められており、子どもや保護者等に依りて無理なく関わりが持てるよう配慮されています。また入所の際のケアとして、個人用の日用品を準備されたり入所から1ヶ月程度は特に注意して記録を取るなど、子どもの意見を聞きながら細やかに対応されています。		
	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】○子どもからの改善要望は「意見箱」への投函内容や直接職員が把握したものを職員会議に諮って対応を決め、決定事項を部屋担当の職員が子ども達に伝えるという仕組みが構築されています。意見が却下された場合も、何度でも意見表明することができ、出来ることはなるべく取入れる方針が採られています。		
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
【コメント】 子どもたちでゲームやテレビ視聴の時間を決め実行しています。自由な余暇時間には職員による子ども達の自発性を阻害しない程度の見守りや関わりが行われ、子ども達が自発的に余暇を過ごせるよう促しています。年間の行事には「中高生スポーツ大会」のように子ども達の要望も盛り込まれています。また、参加したくない子どもは無理に参加しない選択もできるよう配慮されています。		
	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
【コメント】 金銭管理については、幼児から中学生までは担当職員が管理し、高校生については自分で管理するようになっていきます。自己管理や金銭感覚については、『巣立ちのための62のヒント』（NPO法人ブリュージュフォースマイル）を使用したり、実際の買い物体験を通じて学ぶことができます。近隣に買い物する店舗が少ないこともあって実施回数に限度があるため、更なる工夫を模索されています。		
(8) 継続性とアフターケア		
	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
【コメント】○家庭復帰にあたって、それぞれのケースで取組んではいるものの、記録等は残されていない状況です。アフターケアについては、入所期間中に関わってきた職員が主となり連絡を取ったりしていますが、マニュアルを整備して職員の共通理解を促す等の、組織としての取組みは行われていません。		
	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	c
【コメント】 措置継続や措置延長の実績がないため、特にマニュアルや計画等は整備されていません。目下、体制構築のため情報収集を行っているということですが、措置継続や措置延長については今後必要性が生じる可能性は充分有り得ることなので、適切な対応等ができる体制を構築する必要があります。		

A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】 退所後の子どもとは、入所期間中の担当職員が連絡を取っています。退所に向けてのリービングケアについては、退所時期が明確になったときから生活の中で個別に検討し取り組んでいます。マニュアル等は整備されておらず、取組みの標準化は図られていません。携わる職員によって質のばらつきが発生しないよう管理する体制が必要です。	

A - 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【コメント】 子どもの理解や適切な関わりについて、新人研修をはじめ年間計画の中で研修を行い質の向上が図られています。生活の中では、子どもに寄り添って対応されており、子ども達からの評価も高いです。しかし職員の自己評価では6割ほどの評価に止まっており、子どもへのアンケートや自己評価等により共通認識を高める等の取組みが望まれます。	
A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
【コメント】 子どもたちの要望に応えられない事が多く、柔軟な対応も難しいと感じている職員も見られます。また、要望に応えるためには職員の数を増やすことも必要と考えている職員もあり、基本的欲求等と要望の優先順位をつけるシステム作りが求められています。	
A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
【コメント】 子どもたちへの見守りや声掛けなどの適切な関わりについては、職員の意識も高く、7割を超える子どもたちがわからないところを教えてくれたり、よいところを褒められたりしてくれると答えています。一方で、朝夕の忙しい時間帯には職員配置が足りないと感じており、その影響からか、職員に乱暴な言葉を使われることがあると答えた子どもも見られます。	
A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
【コメント】 園庭には滑り台やブランコ、ジャングルジムなどの遊具があり、室内にも遊技場が設置されています。図書室には様々な図書や視聴覚教材が整備され子どもたちに提供されています。子どもの年齢に応じた遊び場がありますが、異年齢での遊びも可能です。年間行事にはキャンプやスポーツ大会のような、子どもが楽しめる取組みも盛り込まれています。職員の中には子ども達との意識のギャップを指摘する意見やボランティアの導入を検討して欲しいとの要望もあるので、今後の改善が期待されます。	
A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
【コメント】 子どもへのルールや規範の指導は日常生活の中で行われており、子どもの理解を高めたいという職員の意見も多く聞かれました。しかし、職員アンケートによると、指示や声掛けが適切に行われていないとの認識が半数以上に上っています。職員間の意識にばらつきが見られるので、研修等で意識の標準化を図る必要があります。	
(2) 食生活	
A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
【コメント】 食事中は子ども同士会話を楽しみながら過ごし、できるだけ皆と一緒に食べ終わることを心がけられています。メニューに子どもの意見を取り入れたり、一緒に盛り付けしたりしてコミュニケーションを図る機会を設けられており、季節や行事に関連したメニューの考案など工夫されています。また、栄養士による調理実習を開催したり、小学校で栽培した食材を料理に使ったり、地域の農家の協力を得て農業体験の機会を設けるなど、機会を通じて学ぶ取組みが行われています。	

	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
【コメント】 栄養士による栄養管理が実施され、献立の作成がなされています。子どもたちからの要望も極力取り入れるよう配慮されています。要望を取り入れる際は全体会議を通して周知の上なされています。アレルギー対応や病時食の準備については、担当職員、栄養士、看護師等の連携のもと実施されており、細やかな配慮がなされています。		
	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
【コメント】 食事マナーを学ぶ機会が子ども向け研修として年間計画の中に組み入れられており、栄養士による指導が行われています。また準備された食材を用いて朝食を調理することで生活の自立のための学びを得る取組も行われています。地域の畑で農作業の体験ができ、食材と触れ合う機会も設けられています。		
(3) 衣生活		
	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】 衣類の管理は職員によって、子どもたちが適切に行えるよう支援されています。衣類等の購入は「衣類購入簿」「物品購入何簿」を活用し金銭管理と同時に管理されています。購入に際し、子ども自身が選ぶことができるよう配慮されています。項目によっては職員間の理解にばらつきが多少見られましたので、研修会等に盛り込み、共通理解を図るなど更なる工夫が期待されます。		
(4) 住生活		
	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
【コメント】 施設の前身が虚弱児施設だったこともあり、居室等の整美に関しては清掃や設備管理において職員の意識も高く徹底されています。庭の手入れは定期的に業者に委託されており、常に整備された状態を維持されています。子どもたちへの指導も十分行われています。		
	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
【コメント】 異年齢による小規模グループ編成での支援が行われています。個室の子どもはもとより、相部屋の子どもの個人の空間が確保されるよう配慮がなされています。一方で、子ども達がプライバシーが守られていると感じているのは6割ほどで、3割が守られていないと感じています。個室化が進んでいる高校生より相部屋が多い小学生に個人の空間の確保に対する要望が多く見られます。相部屋におけるプライバシーの確保が今後の課題として挙げられます。		
(5) 健康と安全		
	A27 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】 健康についての情報提供については看護師による指導やチェックが行われています。生活習慣の確立や衛生状態の保持に関しては、コップや歯ブラシ等に記名し自分で管理できるように配慮されています。保健衛生健康管理計画に爪切りや頭髪チェックが盛り込まれており、職員の意識も高く研修も実施され十分に取組まれています。		
	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】 病院への通院に看護師が同行し、医師から得た情報を施設職員にわかりやすく伝達し情報の共有化が図られています。また、処方された薬を職員によって子どもにわかりやすく分類し整理されています。研修も実施されており職員の資質の向上が図られています。対応職員が固定されており、いざという時に円滑な対応ができないのではないかと危惧する職員もあり、今後の改善が望まれます。		

(6) 性に関する教育	
A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
【コメント】 性教育委員会が編成され課題に取り組まれているところです。子どもたちに対しては年間研修計画に基づいて研修が行われており、性教育セット等の教材を用いて子ども達に性についての指導が行われています。しかし、マニュアルが策定されておらず、研修も不定期で実効性が疑問視されており、今後更なる整備が求められています。	
(7) 自己領域の確保	
A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
【コメント】 持ち物は個人所有が多く、子どもたちの好みを考慮されており、自分で管理するように指導されています。子どもの持ち物については、記名をするものとしめないものがありますが、誰のものかわかるよう職員も把握されています。字が読めない子どもへの配慮として、イラストマークの使用を検討されています。	
A31 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
【コメント】 成長の記録としては、毎年4月1日に子どもの写真を撮って個人記録に貼付け、成長がわかるよう整理されています。別に日々の記録としてのアルバムが作成され、子ども達自身で保管されており、いつでも見ることができます。しかし、写っている写真がなかったり、小遣いから写真代を出したくない等の理由から、子どもによって写真の数に偏りがあるようです。アルバムは成長の過程を振り返り、生い立ちを確認する上で大切な記録となるので、一人ひとりに十分に整備される必要があるといえます。	
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応	
A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
【コメント】 個人記録に子どもへの関わりについての配慮等が記載され、一人ひとりに応じた支援ができるよう整備されています。日頃から子どもの様子を報告しあう場が設けられ、全職員で把握できる体制が整えられています。実際に問題が発生した場合を想定した対応マニュアルが整備され周知されていますが、担当職員が一人で解決しなければならない雰囲気があるとの意見もあり、組織全体で解決する体制の構築が望まれます。	
A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
【コメント】 子どもへの周知として年間計画にCAP研修が位置づけられ、「CAP子どもワーク」として人権や思いやりの大切さなどを学ぶ機会が設けられています。日々の生活の中でも「いかなる場合も暴力は絶対にダメである」と周知徹底されています。一方で生活グループ構成の際に現場の声が反映されないとの意見もあり、担当職員の負担の軽減のためにも改善が求められます。	
A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
【コメント】 問題が発生した場合に対応することにはなっていますが、予め想定した対応マニュアルはなく、訓練も開催されていません。職員によっては周知されていたりできていなかったりと徹底されていない状況が見受けられます。突発的な対応は困難であることが予測されるため、予め予防策を講じることが必要です。	
(9) 心理的ケア	
A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
【コメント】 臨床心理士を中心とした支援が行われています。子どもへの支援に加え、職員の心理的ケアについても取り組まれています。しかしながら職員への周知が不十分で、共通理解ができていないとは言い難い状況です。組織内の連携を強化し共通理解を深める取り組みが求められます。	

(10) 学習・進学支援、進路支援等		
	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】 学校との連携が密に取られており、子ども達一人ひとりに応じた支援がなされています。施設では居室やリビングが学習の場となっています。地域に塾などはないため人的な制約から学習指導において担当職員の負担が大きくなっている状況が見受けられます。かつては中学校教諭によるボランティアが行われていたようですが、今日ではボランティア等の人的資源が少ない状況であり苦慮されています。		
	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
【コメント】 子どもたちの意向に沿った進路決定を支援されています。学校や家庭との連携にも配慮されて取り組まれています。しかしながら、職員間での取組みにばらつきがみられるようです。また、アフターケアについては行き届いていないとの意見も見られ、人員に限りがある中での取組みとなりますが、改善が望まれます。		
	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】 子どもたちが暮らしている地域では十分な職業体験ができる場を確保することは難しく、社会経験を積む機会を作ることに苦慮されています。そのような状況にありながらも、アルバイトできる場合は子ども達がしっかり取組めるよう思いを受け止めたり、心身の状況に配慮した生活環境を整えたりして支援されています。様々な社会経験の機会の創出が期待されるところです。		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】 入所児童の家庭に対する連絡調整について、家庭支援専門相談員による積極的な取組みが行われています。児童相談所との連携も十分に行われており、記録にも一覧表を用いる等の工夫が見られます。管理規程には業務内容が明確に規定されています。		
(12) 親子関係の再構築支援		
	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】 家庭支援専門相談員を中心として、各職員が家族の再構築に向けた支援方針を共有し支援を行おうという高い意識を持たれています。また、家族との関係継続、修復、養育力の向上についても約8割の職員が積極的に取り組んでいると評価されています。しかしながら、支援計画等に明記されておらず、具体的な記録も取られていません。計画策定については現在模索中とのことです。PDCAサイクルは質の向上を実現する上で有効な手段なので、今後整備されることが望まれます。		
(13) スーパービジョン体制		
	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
【コメント】 特定のスーパーバイザーを設置されてはいませんが、職員同士のピアカウンセリングを通して悩みを聞きあったりアドバイスしたりしています。また、ケース会議において、助言者として大学教授を招聘しアドバイスを受ける体制が採られています。職員のメンタルヘルスの維持・増進は職員のストレス軽減やバーンアウト防止のみならず、利用者へのサービス向上にもつながる重要な取組なので、体制が整備されることが望まれます。		